

議第128号

山形県職員等に対する退職手当支給条例等の一部を改正する条例（案）新旧対照表

第1条関係（山形県職員等に対する退職手当支給条例の一部改正）

現 行	改 正 案
(定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例)	(定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例)
第6条の3 第6条第1項に規定する者（25年以上勤続し、教育公務員特例法第7条に規定する任期を終えて退職した者及び勤務公所移転等により退職した者であつて任命権者が知事の承認を得たものを除く。）のうち、定年に達する日の属する年度の初日前に退職した者であつて、その勤続期間が25年以上であり、かつ、退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から <u>15年</u> を減じた年齢以上であるものに対する同項及び前条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。	第6条の3 第6条第1項に規定する者（25年以上勤続し、教育公務員特例法第7条に規定する任期を終えて退職した者及び勤務公所移転等により退職した者であつて任命権者が知事の承認を得たものを除く。）のうち、定年に達する日の属する年度の初日前に退職した者であつて、その勤続期間が25年以上であり、かつ、退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から <u>15年（退職の日において同法第8条第1項の規定の適用を受けている者にあつては、10年）</u> を減じた年齢以上であるものに対する同項及び前条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。
一略一	一略一
附 則	附 則
1～17 一略一	1～17 一略一
18 前2項の規定は、 <u>職員定年等条例第3条ただし書</u> に規定する職員が退職した場合に支給する退職手当の基本額については適用しない。	18 前2項の規定は、 <u>教育公務員特例法第8条第1項の規定の適用を受ける職員又は職員定年等条例第3条ただし書</u> に規定する職員が退職した場合に支給する退職手当の基本額については適用しない。
19 一略一	19 一略一
20 当分の間、その者の非違によることなく勧奨を受けて退職した者であつて任命権者が知事の承認を得たものに対する第6条の3（第6条の3の2において読み替えて準用する場合を含む。次項から附則第23項までにおいて同じ。）及び第7条の3の規定の適用については、第6条の3中「定年に達する日」とあるのは「定年（職員定年等条例第3条ただし書に規定する職員以外の者にあつては60歳とし、同条ただし書に規定する職員にあつては65歳とする。）に達する日」と、同条の表第6条第1項の項、第6条の2第1項第1号の項及び第6条の2第1項第2号の項並びに第7条の3の表第7条の項、第7条の2第1号の項及び第7条の2第2号の	20 当分の間、その者の非違によることなく勧奨を受けて退職した者であつて任命権者が知事の承認を得たもの（退職の日において <u>教育公務員特例法第8条第1項の規定の適用を受けている者を除く。</u> ）に対する第6条の3（第6条の3の2において読み替えて準用する場合を含む。次項から附則第23項までにおいて同じ。）及び第7条の3の規定の適用については、第6条の3中「定年に達する日」とあるのは「定年（職員定年等条例第3条ただし書に規定する職員以外の者にあつては60歳とし、同条ただし書に規定する職員にあつては65歳とする。）に達する日」と、同条の表第6条第1項の項、第6条の2第1項第1号の項及び第6条の2第1項第2号の

項中「定年」とあるのは「定年（職員定年等条例第3条ただし書に規定する職員以外の者にあつては60歳とし、同条ただし書に規定する職員にあつては65歳とする。）」とする。

21 当分の間、第6条第1項に規定する者（25年以上勤続し、教育公務員特例法第7条に規定する任期を終えて退職した者及び勤務公所移転等により退職した者であつて任命権者が知事の承認を得たものを除く。）に対する第6条の3の規定の適用については、同条中「15年」とあるのは「10年」とするほか、次の表の左欄に掲げる者の区分に応じ、同条の表以外の部分中「退職の日において定められているその者に係る定年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

一略一

22~24 一略一

号の項並びに第7条の3の表第7条の項、第7条の2第1号の項及び第7条の2第2号の項中「定年」とあるのは「定年（職員定年等条例第3条ただし書に規定する職員以外の者にあつては60歳とし、同条ただし書に規定する職員にあつては65歳とする。）」とする。

21 当分の間、第6条第1項に規定する者（25年以上勤続し、教育公務員特例法第7条に規定する任期を終えて退職した者、勤務公所移転等により退職した者であつて任命権者が知事の承認を得たもの及び退職の日において同法第8条第1項の規定の適用を受けている者を除く。）に対する第6条の3の規定の適用については、同条中「15年」とあるのは「10年」とするほか、次の表の左欄に掲げる者の区分に応じ、同条の表以外の部分中「退職の日において定められているその者に係る定年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

一略一

22~24 一略一

第2条関係（山形県職員等の給与に関する条例の一部改正）

現 行	改 正 案
附 則	附 則
1～3 一略一	1～3 一略一
4 前項の規定は、次に掲げる職員等には適用しない。 (1) 一略一	4 前項の規定は、次に掲げる職員等には適用しない。 (1) 一略一 (2) <u>教育公務員特例法第8条第1項の規定の適用を受ける職員等</u>
<u>(2)～(4)</u> 一略一	<u>(3)～(5)</u> 一略一
5～13 一略一	5～13 一略一

第3条関係（山形県職員の定年等に関する条例の一部改正）

現 行	改 正 案
(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)	(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)
第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、給与条例第10条第1項に規定する職、山形県企業局職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和41年12月県条例第62号）第5条第1項に規定する職及び病院事業局給与条例第5条第1項に規定する職（これらの職のうち給与条例第4条第1項第6号イに規定する医療職給	第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、給与条例第10条第1項に規定する職、山形県企業局職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和41年12月県条例第62号）第5条第1項に規定する職及び病院事業局給与条例第5条第1項に規定する職（これらの職のうち、 <u>教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第8条</u>

料表(1)の適用を受ける職員が占める職、病院事業局給与条例の規定に基づく給料表（医療業務に従事する医師及び歯科医師に適用されるものに限る。）の適用を受ける職員が占める職その他の人事委員会規則で定める職を除く。）並びに副主幹その他の人事委員会規則で定める職とする。

（定年前再任用短時間勤務職員の任用）

第12条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職（臨時に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下この条及び次条において「年齢60年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職（当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条及び次条において同じ。）に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。）を経過した者であるときは、この限りでない。

第1項の規定の適用を受ける職員が占める職、
給与条例第4条第1項第6号イに規定する医療職給料表(1)の適用を受ける職員が占める職、病院事業局給与条例の規定に基づく給料表（医療業務に従事する医師及び歯科医師に適用されるものに限る。）の適用を受ける職員が占める職その他の人事委員会規則で定める職を除く。）並びに副主幹その他の人事委員会規則で定める職とする。

（定年前再任用短時間勤務職員の任用）

第12条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職（臨時に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下この条及び次条において「年齢60年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職（当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条及び次条において同じ。）に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日（教育公務員特例法第8条第1項の規定により読み替えて適用する法第28条の6第1項に規定する学長があらかじめ指定する目を含む。）をいう。）を経過した者であるときは、この限りでない。

議第129号

山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

第1条関係（山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例の一部を改正する条例）

現 行	改 正 案
(議会の議員の議員報酬・費用弁償等)	(議会の議員の議員報酬・費用弁償等)
第2条 一略一	第2条 一略一
2~4 一略一	2~4 一略一
5 前項の期末手当の額は、山形県職員等の給与に関する条例（昭和32年8月県条例第30号。以下「一般職給与条例」という。）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。ただし、一般職給与条例第20条第2項中「期末手当基礎額」とあるのは「議会の議員の受けるべき議員報酬月額に100分の45の割合を乗じて得た額を当該議員報酬月額に加算した額」と、「100分の120」とあるのは「100分の162.5」とする。	5 前項の期末手当の額は、山形県職員等の給与に関する条例（昭和32年8月県条例第30号。以下「一般職給与条例」という。）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。ただし、一般職給与条例第20条第2項中「期末手当基礎額」とあるのは「議会の議員の受けるべき議員報酬月額に100分の45の割合を乗じて得た額を当該議員報酬月額に加算した額」と、「100分の120」とあるのは「100分の162.5」と、「100分の125」とあるのは「100分の167.5」とする。
(知事等の給与及び旅費)	(知事等の給与及び旅費)
第3条 一略一	第3条 一略一
2 一略一	2 一略一
3 前項の寒冷地手当及び期末手当の額は、一般職の職員の例による。ただし、一般職給与条例第20条第2項中「期末手当基礎額」とあるのは「知事等の受けるべき給料月額に100分の45の割合を乗じて得た額を当該給料月額に加算した額」と、「100分の120」とあるのは「100分の162.5」とする。	3 前項の寒冷地手当及び期末手当の額は、一般職の職員の例による。ただし、一般職給与条例第20条第2項中「期末手当基礎額」とあるのは「知事等の受けるべき給料月額に100分の45の割合を乗じて得た額を当該給料月額に加算した額」と、「100分の120」とあるのは「100分の162.5」と、「100分の125」とあるのは「100分の167.5」とする。
4 一略一	4 一略一

第2条関係（山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例の一部を改正する条例）

現 行	改 正 案
(議会の議員の議員報酬・費用弁償等)	(議会の議員の議員報酬・費用弁償等)
第2条 一略一	第2条 一略一
2~4 一略一	2~4 一略一
5 前項の期末手当の額は、山形県職員等の給与に関する条例（昭和32年8月県条例第30号。以下「一般職給与条例」という。）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。ただし、一般職給与条例第20条第2項中「期末手当基礎額」とあるのは「議会の議員の受けるべき議員報酬月額に100分の45の割合を乗じて得た額を当該議員報酬月額に加算した額」と、「100分の120」とあるのは「100分の162.5」	5 前項の期末手当の額は、山形県職員等の給与に関する条例（昭和32年8月県条例第30号。以下「一般職給与条例」という。）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。ただし、一般職給与条例第20条第2項中「期末手当基礎額」とあるのは「議会の議員の受けるべき議員報酬月額に100分の45の割合を乗じて得た額を当該議員報酬月額に加算した額」と、「100分の122.5」とあるのは「100分の

と、「100分の125」とあるのは「100分の167.5」
とする。

(知事等の給与及び旅費)

第3条 一略一

2 一略一

3 前項の寒冷地手当及び期末手当の額は、一般職の職員の例による。ただし、一般職給与条例第20条第2項中「期末手当基礎額」とあるのは「知事等の受けるべき給料月額に100分の45の割合を乗じて得た額を当該給料月額に加算した額」と、「100分の120」とあるのは「100分の162.5」と、「100分の125」とあるのは「100分の167.5」とする。

4 一略一

165」とする。

(知事等の給与及び旅費)

第3条 一略一

2 一略一

3 前項の寒冷地手当及び期末手当の額は、一般職の職員の例による。ただし、一般職給与条例第20条第2項中「期末手当基礎額」とあるのは「知事等の受けるべき給料月額に100分の45の割合を乗じて得た額を当該給料月額に加算した額」と、「100分の122.5」とあるのは「100分の165」とする。

4 一略一

議第130号

山形県職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例（案）新旧対照表

第1条関係（山形県職員等の給与に関する条例の一部改正）

現 行	改 正 案
<p>(給料)</p> <p>第3条 給料は、正規の勤務時間による職務に対する報酬であつて、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（第13条の3の規定による手当を含む。第18条の2及び第24条において同じ。）、へき地手当（第13条の5の規定による手当を含む。第18条の2及び第24条において同じ。）、義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、農林漁業普及指導手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び<u>新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当</u>を含む。以下同じ。）、時間外勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び寒冷地手当を除いたものとする。</p> <p>（初任給調整手当）</p> <p>第9条の2 初任給調整手当は、次の各号に掲げる職に新たに採用された職員等に当該各号に定める額を超えない範囲内の額を、第1号及び第2号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から35年以内、第3号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から15年以内、第4号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から5年以内の期間、採用の日（第1号及び第2号に掲げる職に係るものにあつては、採用後人事委員会規則で定める期間を経過した日）から1年を経過するごとにその額を減じて、支給する。</p> <p>(1) 医療職給料表(1)の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるものの月額 <u>414,800円</u></p> <p>(2) 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職（前号に掲げる職を除く。）で人事委員会規則で定めるもの月額 <u>50,800円</u></p> <p>(3)及び(4) —略—</p> <p>2及び3 —略—</p> <p>（災害派遣手当）</p> <p>第13条の10 災害派遣手当は、災害対策基本法（昭</p>	<p>(給料)</p> <p>第3条 給料は、正規の勤務時間による職務に対する報酬であつて、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（第13条の3の規定による手当を含む。第18条の2及び第24条において同じ。）、へき地手当（第13条の5の規定による手当を含む。第18条の2及び第24条において同じ。）、義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、農林漁業普及指導手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び<u>特定新型インフルエンザ等対策派遣手当</u>を含む。以下同じ。）、時間外勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び寒冷地手当を除いたものとする。</p> <p>（初任給調整手当）</p> <p>第9条の2 初任給調整手当は、次の各号に掲げる職に新たに採用された職員等に当該各号に定める額を超えない範囲内の額を、第1号及び第2号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から35年以内、第3号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から15年以内、第4号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から5年以内の期間、採用の日（第1号及び第2号に掲げる職に係るものにあつては、採用後人事委員会規則で定める期間を経過した日）から1年を経過するごとにその額を減じて、支給する。</p> <p>(1) 医療職給料表(1)の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるものの月額 <u>415,600円</u></p> <p>(2) 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職（前号に掲げる職を除く。）で人事委員会規則で定めるもの月額 <u>51,100円</u></p> <p>(3)及び(4) —略—</p> <p>2及び3 —略—</p> <p>（災害派遣手当）</p> <p>第13条の10 災害派遣手当は、災害対策基本法（昭</p>

和36年法律第223号) 第32条第1項(武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号) 第154条(同法第183条において準用する場合を含む。)及び新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号) 第44条において準用する場合を含む。)及び大規模災害からの復興に関する法律(平成25年法律第55号) 第56条第1項に規定する職員が住所又は居所を離れて山形県の区域に滞在することを要する場合に限り支給する。

2 及び3 一略ー

(期末手当)

第20条 一略ー

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の120(行政職給料表の適用を受ける職員等でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員等でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの(これらの職員等のうち、人事委員会規則で定める職員等を除く。第21条第2項において「特定幹部職員」という。)にあつては、100分の100を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)~(4) 一略ー

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の100とあるのは「100分の57.5」とする。

4 ~ 6 一略ー

(勤勉手当)

第21条 一略ー

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会の定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員等の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えて

和36年法律第223号) 第32条第1項(武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号) 第154条(同法第183条において準用する場合を含む。)及び新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号) 第26条の8において準用する場合を含む。)及び大規模災害からの復興に関する法律(平成25年法律第55号) 第56条第1項に規定する職員が住所又は居所を離れて山形県の区域に滞在することを要する場合に限り支給する。

2 及び3 一略ー

(期末手当)

第20条 一略ー

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の120、12月に支給する場合には100分の125を乗じて得た額(行政職給料表の適用を受ける職員等でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員等でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの(これらの職員等のうち、人事委員会規則で定める職員等を除く。第21条第2項において「特定幹部職員」という。)にあつては、6月に支給する場合には100分の100、12月に支給する場合には100分の105を乗じて得た額)に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)~(4) 一略ー

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の125とあるのは「100分の70」と、「100分の100とあるのは「100分の57.5」と、「100分の105とあるのは「100分の60」とする。

4 ~ 6 一略ー

(勤勉手当)

第21条 一略ー

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会の定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員等の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えて

はならない。

(1) 前項の職員等のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員等 当該職員等の勤勉手当基礎額に当該職員等がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員等にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の97.5（特定幹部職員にあつては、100分の117.5）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員等のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の47.5（特定幹部職員にあつては、100分の57.5）を乗じて得た額の総額

3～5 一略一

別表第1～別表第6 一略一

はならない。

(1) 前項の職員等のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員等 当該職員等の勤勉手当基礎額に当該職員等がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員等にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、6月に支給する場合には100分の97.5（特定幹部職員にあつては、100分の117.5）、12月に支給する場合には100分の102.5（特定幹部職員にあつては、100分の122.5）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員等のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の47.5（特定幹部職員にあつては、100分の57.5）、12月に支給する場合には100分の50（特定幹部職員にあつては、100分の60）を乗じて得た額の総額

3～5 一略一

別表第1～別表第6 一略一

第2条関係（山形県職員等の給与に関する条例の一部改正）

現 行	改 正 案
(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)及び(2) 一略ー (3) 学校職員 <u>県立の高等学校及び特別支援学校の校長、副校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師、寄宿舎指導員、実習助手、事務職員、技術職員及びその他の職員並びに県立の中学校並びに市町村立の小学校、中学校及び義務教育学校の校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、事務職員及びその他の職員（学校給食法（昭和29年法律第160号）第7条に規定する職員のうち栄養教諭以外の者及び人事委員会規則で定める者をいい、同法第6条に規定する施設に勤務する当該職員を含む。）をいう。</u>	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)及び(2) 一略ー (3) 学校職員 <u>県立の大学の学長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員、技術職員及びその他の職員並びに県立の高等学校及び特別支援学校の校長、副校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師、寄宿舎指導員、実習助手、事務職員、技術職員及びその他の職員並びに県立の中学校並びに市町村立の小学校、中学校及び義務教育学校の校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、事務職員及びその他の職員（学校給食法（昭和29年法律第160号）第7条に規定する職員のうち栄養教諭以外の者及び人事委員会規則で定める者をいい、同法第6条に規定する施設に勤務する当該職員を含む。）をいう。</u>
(4) 一略ー (給料表) 第4条 給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。 (1)～(3) 一略ー (4) 教育職給料表 (別表第4) イ及びロ 一略ー	(4) 一略ー (給料表) 第4条 給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。 (1)～(3) 一略ー (4) 教育職給料表 (別表第4) イ及びロ 一略ー ハ <u>教育職給料表(3)</u>
(5)及び(6) 一略ー 2及び3 一略ー (初任給調整手当) 第9条の2 初任給調整手当は、次の各号に掲げる職に新たに採用された職員等に当該各号に定める額を超えない範囲内の額を、第1号及び第2号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から35年以内、第3号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から15年以内、第4号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から5年以内の期間、採用の日（第1号及び第2号に掲げる職に係るものにあつては、採用後人事委員会規則で定める期間を経過した日）から1年を経	(5)及び(6) 一略ー 2及び3 一略ー (初任給調整手当) 第9条の2 初任給調整手当は、次の各号に掲げる職に新たに採用された職員等に当該各号に定める額を超えない範囲内の額を、第1号及び第2号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から35年以内、第3号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から15年以内、第4号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から5年以内の期間、採用の日（第1号及び第2号に掲げる職に係るものにあつては、採用後人事委員会規則で定める期間を経過した日）から1年を経

過するごとにその額を減じて、支給する。

(1)及び(2) -略-

(3) 獣医学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの

月額 30,000円

(4) — 略 —

及び 3 —

(期末手当)

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の120、12月に支給する場合には100分の125を乗じて得た額（行政職給料表の適用を受ける職員等でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員等でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員等のうち、人事委員会規則で定める職員等を除く。第21条第2項において「特定幹部職員」という。）にあつては、6月に支給する場合には100分の100、12月に支給する場合には100分の105を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合に乗じて得た額とする。

(1) \approx (4) —略—

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「100分の100」とあるのは「100分の57.5」と、「100分の105」とあるのは「100分の60」とする。

4 ~ 6 — 略 —

(勤勉手当)

第21条 一略一

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会の定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員等の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員等のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員等 当該職員等の勤勉

過すごとにその額を減じて、支給する。

(1)及び(2) -略-

(3) 獣医学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの

月額 50,000円

(4) —略—

及び3 -

(期末手当)

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の122.5(行政職給料表の適用を受ける職員等でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員等でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの(これらの職員等のうち、人事委員会規則で定める職員等を除く。第21条第2項において「特定幹部職員」という。)にあつては、100分の102.5)を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)~(4) —略—

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の68.75」と、「100分の102.5」とあるのは「100分の58.75」とする。

4 ~ 6 — 略 —

(勤勉手当)

第21条 一略一

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会の定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員等の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員等のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員等 当該職員等の勤勉手

手当基礎額に当該職員等がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員等にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、6月に支給する場合には100分の97.5（特定幹部職員にあつては、100分の117.5）、12月に支給する場合には100分の102.5（特定幹部職員にあつては、100分の122.5）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員等のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の47.5（特定幹部職員にあつては、100分の57.5）、12月に支給する場合には100分の50（特定幹部職員にあつては、100分の60）を乗じて得た額の総額

3～5 一略一

別表第4 一略一

当基礎額に当該職員等がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員等にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の100（特定幹部職員にあつては、100分の120）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員等のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の48.75（特定幹部職員にあつては、100分の58.75）を乗じて得た額の総額

3～5 一略一

別表第4 一略一

別表第6の2 等級別基準職務表
イ～ホ 一略一

△～リ 一略一

第3条関係（一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

現 行	改 正 案																																
(給与に関する特例等)	(給与に関する特例等)																																
第4条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員等（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第4号に規定する職員（以下「企業職員」という。）を除く。以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。	第4条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員等（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第4号に規定する職員（以下「企業職員」という。）を除く。以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>号給</th> <th>給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>円 383,000</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>430,000</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>481,000</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>544,000</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>621,000</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>725,000</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>848,000</td> </tr> </tbody> </table>	号給	給料月額	1	円 383,000	2	430,000	3	481,000	4	544,000	5	621,000	6	725,000	7	848,000	<table border="1"> <thead> <tr> <th>号給</th> <th>給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>円 387,000</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>435,000</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>486,000</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>549,000</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>627,000</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>732,000</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>855,000</td> </tr> </tbody> </table>	号給	給料月額	1	円 387,000	2	435,000	3	486,000	4	549,000	5	627,000	6	732,000	7	855,000
号給	給料月額																																
1	円 383,000																																
2	430,000																																
3	481,000																																
4	544,000																																
5	621,000																																
6	725,000																																
7	848,000																																
号給	給料月額																																
1	円 387,000																																
2	435,000																																
3	486,000																																
4	549,000																																
5	627,000																																
6	732,000																																
7	855,000																																
2～5 一略一	2～5 一略一																																
第5条 一略一	第5条 一略一																																
2 特定任期付職員に対する給与条例第10条第3項、第12条の3、第19条の2第1項及び第2項、第20条第2項並びに第28条第1項の規定の適用については、給与条例第10条第3項中「第1項の規定により人事委員会で指定する職にある者」とあるのは「一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成16年3月県条例第6号。以下「任期付職員条例」という。）第4条第1項の給料表の適用を受ける職員等（以下「特定任期付職員」という。）」と、給与条例第12条の3中「医療職給料表(1)の適用を受ける職員等」とあるのは「特定任期付職員（医療業務に従事する者で人事委員会の定めるものに限る。）」	2 特定任期付職員に対する給与条例第10条第3項、第12条の3、第19条の2第1項及び第2項、第20条第2項並びに第28条第1項の規定の適用については、給与条例第10条第3項中「第1項の規定により人事委員会で指定する職にある者」とあるのは「一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成16年3月県条例第6号。以下「任期付職員条例」という。）第4条第1項の給料表の適用を受ける職員等（以下「特定任期付職員」という。）」と、給与条例第12条の3中「医療職給料表(1)の適用を受ける職員等」とあるのは「特定任期付職員（医療業務に従事する者で人事委員会の定めるものに限る。）」																																

別表第6の2 等級別基準職務表

イ～ホ 一略一

ヘ 教育職給料表(3)等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1級	助教又は助手の職務
2級	講師の職務
3級	准教授の職務
4級	学長又は教授の職務

上～ヌ 一略一

と、給与条例第19条の2第1項中「第10条第1項に規定する管理又は監督の地位にある職員等の職のうち人事委員会規則で指定するものにある職員等(次項において「管理職員」という。)」とあるのは「特定任期付職員」と、「当該職員等」とあるのは「当該特定任期付職員」と、同条第2項中「管理職員が」とあるのは「特定任期付職員が」と、「当該管理職員」とあるのは「当該特定任期付職員」と、給与条例第20条第2項中「100分の120」とあるのは「100分の162.5」と、給与条例第28条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付職員条例第4条の規定」とする。

と、給与条例第19条の2第1項中「第10条第1項に規定する管理又は監督の地位にある職員等の職のうち人事委員会規則で指定するものにある職員等(次項において「管理職員」という。)」とあるのは「特定任期付職員」と、「当該職員等」とあるのは「当該特定任期付職員」と、同条第2項中「管理職員が」とあるのは「特定任期付職員が」と、「当該管理職員」とあるのは「当該特定任期付職員」と、給与条例第20条第2項中「100分の120」とあるのは「100分の162.5」と、「100分の125」とあるのは「100分の172.5」と、給与条例第28条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付職員条例第4条の規定」とする。

第4条関係（一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

現 行	改 正 案
第5条 一略一 2 特定任期付職員に対する給与条例第10条第3項、第12条の3、第19条の2第1項及び第2項、第20条第2項並びに第28条第1項の規定の適用については、給与条例第10条第3項中「第1項の規定により人事委員会で指定する職にある者」とあるのは「一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成16年3月県条例第6号。以下「任期付職員条例」という。）第4条第1項の給料表の適用を受ける職員等（以下「特定任期付職員」という。）」と、給与条例第12条の3中「医療職給料表(1)の適用を受ける職員等」とあるのは「特定任期付職員（医療業務に従事する者で人事委員会の定めるものに限る。）」と、給与条例第19条の2第1項中「第10条第1項に規定する管理又は監督の地位にある職員等の職のうち人事委員会規則で指定するものにある職員等(次項において「管理職員」という。)」とあるのは「特定任期付職員」と、「当該職員等」とあるのは「当該特定任期付職員」と、同条第2項中「管理職員が」とあるのは「特定任期付職員が」と、「当該管理職員」とあるのは「当該特定任期付職員」と、給与条例第20条第2項中「 <u>100分の120</u> 」とあるのは「 <u>100分の162.5</u> 」と、「 <u>100分の125</u> 」とあるのは「 <u>100分の172.5</u> 」と、給与条例第28条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付職員条例第4条の規定」とする。	第5条 一略一 2 特定任期付職員に対する給与条例第10条第3項、第12条の3、第19条の2第1項及び第2項、第20条第2項並びに第28条第1項の規定の適用については、給与条例第10条第3項中「第1項の規定により人事委員会で指定する職にある者」とあるのは「一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成16年3月県条例第6号。以下「任期付職員条例」という。）第4条第1項の給料表の適用を受ける職員等（以下「特定任期付職員」という。）」と、給与条例第12条の3中「医療職給料表(1)の適用を受ける職員等」とあるのは「特定任期付職員（医療業務に従事する者で人事委員会の定めるものに限る。）」と、給与条例第19条の2第1項中「第10条第1項に規定する管理又は監督の地位にある職員等の職のうち人事委員会規則で指定するものにある職員等(次項において「管理職員」という。)」とあるのは「特定任期付職員」と、「当該職員等」とあるのは「当該特定任期付職員」と、同条第2項中「管理職員が」とあるのは「特定任期付職員が」と、「当該管理職員」とあるのは「当該特定任期付職員」と、給与条例第20条第2項中「 <u>100分の122.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の167.5</u> 」と、給与条例第28条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付職員条例第4条の規定」とする。

規定」とする。

第5条関係（一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正）

現 行	改 正 案																												
(給与に関する特例等)	(給与に関する特例等)																												
第5条 第1号任期付研究員（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第4号に規定する職員（以下「企業職員」という。）を除く。以下この条、次条及び第8条において同じ。）には、次の給料表を適用する。	第5条 第1号任期付研究員（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第4号に規定する職員（以下「企業職員」という。）を除く。以下この条、次条及び第8条において同じ。）には、次の給料表を適用する。																												
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 2px;">号給</th> <th style="text-align: center; padding: 2px;">給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;">1</td> <td style="text-align: right; padding: 2px;">405,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;">2</td> <td style="text-align: right; padding: 2px;">465,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;">3</td> <td style="text-align: right; padding: 2px;">526,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;">4</td> <td style="text-align: right; padding: 2px;">608,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;">5</td> <td style="text-align: right; padding: 2px;">708,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;">6</td> <td style="text-align: right; padding: 2px;">808,000</td> </tr> </tbody> </table>	号給	給料月額	1	405,000	2	465,000	3	526,000	4	608,000	5	708,000	6	808,000	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 2px;">号給</th> <th style="text-align: center; padding: 2px;">給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;">1</td> <td style="text-align: right; padding: 2px;">409,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;">2</td> <td style="text-align: right; padding: 2px;">470,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;">3</td> <td style="text-align: right; padding: 2px;">532,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;">4</td> <td style="text-align: right; padding: 2px;">614,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;">5</td> <td style="text-align: right; padding: 2px;">714,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;">6</td> <td style="text-align: right; padding: 2px;">815,000</td> </tr> </tbody> </table>	号給	給料月額	1	409,000	2	470,000	3	532,000	4	614,000	5	714,000	6	815,000
号給	給料月額																												
1	405,000																												
2	465,000																												
3	526,000																												
4	608,000																												
5	708,000																												
6	808,000																												
号給	給料月額																												
1	409,000																												
2	470,000																												
3	532,000																												
4	614,000																												
5	714,000																												
6	815,000																												
2 第2号任期付研究員（企業職員を除く。以下この条及び次条において同じ。）には、次の給料表を適用する。	2 第2号任期付研究員（企業職員を除く。以下この条及び次条において同じ。）には、次の給料表を適用する。																												
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 2px;">号給</th> <th style="text-align: center; padding: 2px;">給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;">1</td> <td style="text-align: right; padding: 2px;">338,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;">2</td> <td style="text-align: right; padding: 2px;">374,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;">3</td> <td style="text-align: right; padding: 2px;">401,000</td> </tr> </tbody> </table>	号給	給料月額	1	338,000	2	374,000	3	401,000	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 2px;">号給</th> <th style="text-align: center; padding: 2px;">給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;">1</td> <td style="text-align: right; padding: 2px;">342,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;">2</td> <td style="text-align: right; padding: 2px;">378,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;">3</td> <td style="text-align: right; padding: 2px;">405,000</td> </tr> </tbody> </table>	号給	給料月額	1	342,000	2	378,000	3	405,000												
号給	給料月額																												
1	338,000																												
2	374,000																												
3	401,000																												
号給	給料月額																												
1	342,000																												
2	378,000																												
3	405,000																												
3～6 一略一	3～6 一略一																												
第6条 一略一	第6条 一略一																												
2 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第10条第3項、第19条の2第1項及び第2項、第20条第2項並びに第28条第1項の規定の適用については、給与条例第10条第3項中「第1項の規定により人事委員会で指定する職にある者」とあるのは「一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成16年3月県条例第7号。以下「任期付研究員条例」という。）第5条第1項の給料表の適用を受ける職員」と、給与条例第19条の2第1項中「第10条第1項に規定する管理又は監督の地位にある職員等の職のうち人事委員会規則で指定するものにある職員等（次項において「管理職員」という。）」とあるのは「任期付研究員条例第5条第1項に規定する第1号任期付研究員（以下こ	2 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第10条第3項、第19条の2第1項及び第2項、第20条第2項並びに第28条第1項の規定の適用については、給与条例第10条第3項中「第1項の規定により人事委員会で指定する職にある者」とあるのは「一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成16年3月県条例第7号。以下「任期付研究員条例」という。）第5条第1項の給料表の適用を受ける職員」と、給与条例第19条の2第1項中「第10条第1項に規定する管理又は監督の地位にある職員等の職のうち人事委員会規則で指定するものにある職員等（次項において「管理職員」という。）」とあるのは「任期付研究員条例第5条第1項に規定する第1号任期付研究員（以下こ																												

の項及び次項において「第1号任期付研究員」という。)と、「当該職員等」とあるのは「当該第1号任期付研究員」と、同条第2項中「管理職員が」とあるのは「第1号任期付研究員が」と、「当該管理職員」とあるのは「当該第1号任期付研究員」と、給与条例第20条第2項中「100分の120」とあるのは「100分の162.5」と、給与条例第28条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付研究員条例第5条の規定」とする。

の項及び次項において「第1号任期付研究員」という。)と、「当該職員等」とあるのは「当該第1号任期付研究員」と、同条第2項中「管理職員が」とあるのは「第1号任期付研究員が」と、「当該管理職員」とあるのは「当該第1号任期付研究員」と、給与条例第20条第2項中「100分の120」とあるのは「100分の162.5」と、「100分の125」とあるのは「100分の172.5」と、給与条例第28条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付研究員条例第5条の規定」とする。

第6条関係（一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正）

現 行	改 正 案
<p>(給与に関する特例等)</p> <p>第6条 一略一</p> <p>2 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第10条第3項、第19条の2第1項及び第2項、第20条第2項並びに第28条第1項の規定の適用については、給与条例第10条第3項中「第1項の規定により人事委員会で指定する職にある者」とあるのは「一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成16年3月県条例第7号。以下「任期付研究員条例」という。）第5条第1項の給料表の適用を受ける職員」と、給与条例第19条の2第1項中「第10条第1項に規定する管理又は監督の地位にある職員等の職のうち人事委員会規則で指定するものにある職員等（次項において「管理職員」という。）」とあるのは「任期付研究員条例第5条第1項に規定する第1号任期付研究員（以下この項及び次項において「第1号任期付研究員」という。）」と、「当該職員等」とあるのは「当該第1号任期付研究員」と、同条第2項中「管理職員が」とあるのは「第1号任期付研究員が」と、「当該管理職員」とあるのは「当該第1号任期付研究員」と、給与条例第20条第2項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の162.5</u>」と、「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の172.5</u>」と、給与条例第28条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付研究員条例第5条の規定」とする。</p>	<p>(給与に関する特例等)</p> <p>第6条 一略一</p> <p>2 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第10条第3項、第19条の2第1項及び第2項、第20条第2項並びに第28条第1項の規定の適用については、給与条例第10条第3項中「第1項の規定により人事委員会で指定する職にある者」とあるのは「一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成16年3月県条例第7号。以下「任期付研究員条例」という。）第5条第1項の給料表の適用を受ける職員」と、給与条例第19条の2第1項中「第10条第1項に規定する管理又は監督の地位にある職員等の職のうち人事委員会規則で指定するものにある職員等（次項において「管理職員」という。）」とあるのは「任期付研究員条例第5条第1項に規定する第1号任期付研究員（以下この項及び次項において「第1号任期付研究員」という。）」と、「当該職員等」とあるのは「当該第1号任期付研究員」と、同条第2項中「管理職員が」とあるのは「第1号任期付研究員が」と、「当該管理職員」とあるのは「当該第1号任期付研究員」と、給与条例第20条第2項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」と、給与条例第28条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付研究員条例第5条の規定」とする。</p>

山形県会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例（案）

新旧対照表

第1条関係（山形県会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正）

現 行	改 正 案
(給与)	(給与)
第2条 職員等のうち法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、報酬 <u>及び</u> 期末手当を支給する。	第2条 職員等のうち法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、報酬、 <u>期末手当及び勤勉手当</u> を支給する。
2 一略一	2 一略一
第3条 職員等のうち法第22条の2第1項第2号に掲げる職員については、給料、初任給調整手当、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、特地勤務手当、特地勤務手当に準ずる手当、へき地手当、へき地手当に準ずる手当、義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、農林漁業普及指導手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当 <u>及び</u> 期末手当を支給する。	第3条 職員等のうち法第22条の2第1項第2号に掲げる職員については、給料、初任給調整手当、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、特地勤務手当、特地勤務手当に準ずる手当、へき地手当、へき地手当に準ずる手当、義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、農林漁業普及指導手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、 <u>期末手当及び勤勉手当</u> を支給する。

第2条関係（山形県職員等の育児休業等に関する条例の一部改正）

現 行	改 正 案
(育児休業をしている職員等の期末手当等の支給)	(育児休業をしている職員等の期末手当等の支給)
第7条 一略一	第7条 一略一
2 給与条例第21条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員等 <u>(地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)</u> のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員等には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。	2 給与条例第21条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員等のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員等には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。

山形県手数料条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

現 行	改 正 案
(手数料の徴収)	(手数料の徴収)
第2条 県は、次の各号に掲げる事務につき、それぞれ当該各号に定める手数料を徴収する。この場合における当該手数料の金額は、当該各号に特別の計算単位の定めのあるものについてはその計算単位につき、その他のものについては1件につきそれぞれ当該各号に定める額とする。	第2条 県は、次の各号に掲げる事務につき、それぞれ当該各号に定める手数料を徴収する。この場合における当該手数料の金額は、当該各号に特別の計算単位の定めのあるものについてはその計算単位につき、その他のものについては1件につきそれぞれ当該各号に定める額とする。
(1)～(99) 一略一	(1)～(99) 一略一
(100) 液化石油ガス 貯蔵施設 31,000円 法第37条の3 第1等完成検査に貯蔵施設の規定に基づく査手数料設又は特定供給設備（高圧ガス保安法第20条第1項又は第3項の規定に基づき完成検査を受け、又は自ら行い、同法第8条第1号の技術上の基準に適合していると認められた液化石油ガスに係る施設（以下の号及び次号において「完成検査合格施設」という。）であるもの	(100) 液化石油ガス 貯蔵施設 31,000円 法第37条の3 第1等完成検査に貯蔵施設の規定に基づく査手数料設又は特定供給設備（高圧ガス保安法第20条第1項若しくは第3項又は同法第39条の22第1項の規定に基づき完成検査を受け、又は自ら行い、同法第8条第1号の技術上の基準に適合していると認められた液化石油ガスに係る施設（以下の号及び次号において「完成検

を除く。) の数を乗じて得た額と 5,800円に完成検査合格施設である貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た額との合計額

査合格施設」という。) であるものを除く。) の数を乗じて得た額と 5,800円に完成検査合格施設である貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た額との合計額

(101)～(478) -略-

2 -略-

(101)～(478) -略-

2 -略-